

令和6年3月1日から 指定ごみ袋制度 が始まります!



取っ手付き
袋タイプ



平袋
タイプ



「平袋」と「取っ手付き袋」の2種類で、それぞれ3サイズ

45ℓ

30ℓ

15ℓ

いつから始まるの?

完全実施 令和6年3月1日から完全実施します。

移行期間 令和5年10月1日から令和6年2月29日まで

移行期間中



透明または半透明の
従来のごみ袋

または



指定ごみ袋

令和6年2月29日までは、現在お使いのごみ袋も
ご使用できます。

完全実施後



指定ごみ袋でしか出せません

令和6年3月1日以降は、指定ごみ袋以外で出された
「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」は収集できません。

指定ごみ袋制度とは？

市が定めた規格のごみ袋（大きさ・色・形など）を使って、ごみを出していただく制度です。この制度の導入により、ごみの適正排出・分別徹底につながり、ごみ処理量（処理経費）の削減やリサイクル率の向上、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量を減らす効果が期待できます。

導入目的

- ごみの分別とごみ出しマナーの徹底
- 環境負荷の低減
- ごみ減量やリサイクルへの意識付け
- 事業系ごみや市外からの持ち込み防止

どんなごみが対象になるの？

対象ごみ 家庭からごみステーションに出す「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」



※対象ごみをごみステーションに出すときは、指定ごみ袋に入れてください。

※庭木の剪定枝・竹・板くずなどはこれまでどおり燃やすごみの日に一束が30cm以内の大きさになるようにひもでしばって出すことができます（ごみ袋に入れて出す場合は、指定ごみ袋に入れてください）。

※空きかん類や布類は、これまでどおり45ℓ以下の透明・半透明のポリ袋に入れて出してください。

指定ごみ袋の価格は？

高砂市の指定ごみ袋は、下記の価格で販売されています。

- ・燃やすごみ 45ℓ平袋タイプ 1枚あたり10円～15円程度
 - ・燃やさないごみ 45ℓ平袋タイプ 1枚あたり13円～17円程度
- （エコクリーンピアはりま調べ 令和5年10月時点）

指定ごみ袋の販売場所は？

令和5年10月1日から指定ごみ袋制度の移行期間に入っており、市販のごみ袋と同様に、スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア、一部のコンビニエンスストアなどで販売されています。

（販売店によって、全ての形状・サイズを取り扱っていない場合があります）

※販売店は、市ホームページでご確認いただけます。



高砂市
指定ごみ袋

販売店



ごみの正しい排出・分別徹底にご協力をお願いします！



燃やさないごみの日に、空きかん・空きびんが間違っって排出された写真です。
指定ごみ袋制度の導入をきっかけに、今一度、正しいごみの分別についてご確認ください。



再確認を！ 分別間違いの多いごみ一覧(一例)

<p>小さなプラスチック類</p>	<p>洗剤やシャンプーなどの容器</p> 	<p>燃やすごみで出してください！</p> <p>指定ごみ袋に入る大きさのプラスチック類は燃やすごみです！</p>
<p>空きかん</p>	<p>食品のかん 飲料のかん、 カセットボンベ、 スプレーかん</p> 	<p>空きかんの収集日に出してください！</p> <p>食品・飲料のかんは、中身を出して軽く水洗いし 45ℓ 以下のポリ袋 (透明か半透明) に入れて出してください。 スプレーかんは、中身を使い切り、火の気のない風通しの良い屋外でガスを出し切ってから、穴をあけて出してください。 ※詳しくは下記のQRコードからごみ分別辞典でご確認ください。</p>
<p>空きびん</p>	<p>飲食・酒類 栄養ドリンク 調味料などのびん</p> 	<p>空きびんの収集日に出してください！</p> <p>※中身を使い切り、軽く水洗いしてから出してください。 ※キャップ・ラベルは、はがせる場合ははがして出してください。</p>
<p>ペットボトル</p>	<p>ジュース・お茶 お酒などの飲料用の容器や調味料容器など</p> 	<p>ペットボトルの収集日に出してください！</p> <p>高砂市では、回収したペットボトルを100%新しいペットボトルに再生する「ボトルtoボトル事業」を推進しています。 回収されたペットボトルは、工場で再生ペットボトルにリサイクルされ、サントリー高砂工場で飲料製造に使用されています。</p>



※ごみの出し方がわからないときは「高砂市ごみ分別辞典」をご活用ください。



よくあるお問い合わせQ&A



Q1 指定ごみ袋制度は、ごみの有料化ではないの？

A1. 「ごみの有料化」とは、市が袋の代金にごみ処理費用を上乗せする制度ですが、高砂市が導入する指定ごみ袋制度は、袋の代金にごみ処理費用を上乗せしないため、ごみの有料化ではありません。市は袋の仕様（大きさ・色・形など）を定めるだけであり、自由販売方式によって市場価格で販売されます。

Q2 空きかん類、布類のごみ袋はどうなるの？

A2. 空きかん類・布類・電池類はこれまでどおり45ℓ以下の透明・半透明のポリ袋に入れて出してください。（指定ごみ袋には入れないでください）。

Q3 連絡記載欄ってどう使うの？

A3. ごみ袋にある「連絡記載欄」は、必要に応じてご自由に利用していただけるスペースとして設けています。また、ごみ収集員等への連絡事項の記入等を想定しています。

Q4 家にあるごみ袋はどうなるの？

A4. 透明または半透明のごみ袋は、令和6年2月29日までご使用いただけます。また、完全実施後（令和6年3月1日～）も、「空きかん」や「衣類」、「電池類」を出すときにご使用いただけるほか、小さなポリ袋は生ごみや衛生用品等を出すときの内袋としてご使用いただけます。

Q5 地域の清掃活動で集めたごみはどうなるの？

A5. これまでどおり45ℓ以下の透明・半透明のポリ袋で出すことができます。
※地域の清掃活動で集めたごみの収集は、ごみステーション定期収集とは別に行っているため、収集を希望される場合は、エコクリーンピアはりま（ごみ収集管理担当 ☎448-5220）にご依頼ください。



ご注意ください！！

令和6年3月1日以降、指定ごみ袋以外で出された「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」は収集できません。また、ごみの分別排出の徹底を促すため、指定ごみ袋に入れられていても、分別できていないと判断した場合は、今までと同様に収集できませんのでご注意ください。

収集されなかったごみは、ごみ分別辞典（3ページ下にQRコードがあります）を参考に、適正な分別を行ったうえで、再度排出いただくようお願いします。

指定ごみ袋制度について、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

高砂市生活環境部エコクリーンピアはりま ☎079-448-5260 Fax079-448-5338